

議案第53号

石岡市立中学校生徒休業日通学バスの運行に関する条例を制定  
することについて

石岡市立中学校生徒休業日通学バスの運行に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月3日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

八郷中学校の半田・川又方面における休業日通学バスの運行を円滑に行うため、必要な事項を定めるもの。

## 石岡市立中学校生徒休業日通学バスの運行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市立中学校生徒が学校の休業日等の通学に利用する通学バス（以下「休業日通学バス」という。）の運行を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(運行日)

第2条 休業日通学バスの運行日は、石岡市立学校管理規則（平成17年石岡市教育委員会規則第20号）第3条の規定による休業日のうち、次の各号のいずれかに該当する日とする。

- (1) 教育課程外の学校教育活動を実施する日
- (2) その他教育長が特に必要と認める日

(利用対象者)

第3条 休業日通学バスの利用対象者は、教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める。

(利用の届出)

第4条 休業日通学バスを利用する生徒（以下「利用者」という。）の保護者（以下「利用保護者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ休業日通学バスの利用に係る届出書を市長に提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、休業日通学バスが安全かつ快適に運行できるよう、運転者の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が前条の規定に基づく遵守事項に著しく違反していると認められる場合は、当該利用者に対し休業日通学バスの利用を停止することができる。

(利用保護者負担金)

第7条 利用保護者は、利用者1人につき1乗車当たり100円を、利用保護者負担金として、市に納付しなければならない。

(減額措置)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、前条の利用保護者負担金を減額することができる。

(運行業務の委託)

第9条 休業日通学バスの運行業務については、民間事業者に委託して行うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。